平成２８年（フ）第３５５号
京都市下京区大江町532番地801号、前本店所在地京都府城陽市水主塚ノ木６番地の11
破産者　株式会社フェミシス
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８６３号
京都市南区吉祥院這登西町30番地
破産者　株式会社アンフィールド
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
京都府南丹市園部町熊崎土井ノ内68番地
破産者　ダイエー産業株式会社
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第５３４号
岡山市北区辰巳１番地の104
破産者　原建設株式会社
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８１号
岡山市東区中尾１番地142
破産者　Ｐｅａｃｈ株式会社
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８２号
岡山市東区中尾１番地142
破産者　杉山　　満
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８号
愛媛県西条市栄町258番地１紺屋町フロム内
破産者　一般社団法人西条市紺屋町Ｂ地区再開発共同事業体
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１８１号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目30番１号
破産者　有限会社創光
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１８７号
北海道旭川市神楽岡６条６丁目６番14号　ロヂングタナカ　211
破産者　成田　克也
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９０号
北海道中川郡池田町字西２条10丁目１番地の９
破産者　青木　友美
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
北海道帯広市西３条北２丁目３番地11　ないろハウス205号室
破産者　赤本　俊朗
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町47番地の41　道営あかしや南団地４号棟404
破産者　片山　　健
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
岩手県奥州市水沢区字堰合101番地13、旧住所千葉県松戸市大金平５丁目392－２ジュネパレス松戸第37－303号
破産者　高橋　美希
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第６５１号
宮城県塩竈市藤倉３丁目16番34号　サンライフ杉原Ｂ棟103号
破産者　西城健太郎
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
秋田県能代市字寿域長根47番地８　コーポ牧１号
破産者　浜場　育子
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第４５号
山形県米沢市矢来３丁目３番28号、開始決定時の住所山形県米沢市吾妻町11番15号
破産者　齋藤　昌利
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第８３８号
横浜市緑区長津田みなみ台１丁目２番地　県営長津田アパート７棟203号
破産者　前田　　忠
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８２４号
千葉県市川市国府台４丁目５番36号
破産者　溝口　直章
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８８０号
横浜市青葉区みすずが丘26番地15
破産者　佐藤　允昂
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部